

「サポート会員講習会」受講生募集 !!

紀宝町ファミリーサポートセンターでは、子どものことを中心として、食生活、遊び、看護等について学ぶことができる講習会を開催します。この講習会をすべて受講すると、サポート会員として活動することができます。ご自身の子育てはもちろん、お孫さんを預かるときにも役立てていただけます。

今年度の講習会は、三重県事業の「孫育て講座」との合同企画となっています。「孫育て講座」は祖父母世代の方が、現在の子育て事情などを知るとともに、地域の子どもや孫への関わり方、活動を行う際に必要とされる知識や技能を身につけることができる研修講座になっています。

- ◆対象者 紀宝町に在住の20歳以上の方
- ◆受講料 無料
- ◆申込締切日 9月30日(月)まで
- ◆申込先 紀宝町ファミリーサポートセンター(子育て支援センター内)

講習会の日程

月/日	場所	時間	講座内容	講師(敬称略)
10月12日(土)	保健センター	9:00~10:00	ファミリーサポートセンターの概要とオリエンテーション	町ファミリーサポートセンター
		10:00~12:00	子どもの発育と発達 ~障がいのある子どもの預かり~	通園めたか園長 下口 公未佳
		13:00~14:30	「孫育て講座」子どもの健康な体をはぐくむ ~体づくり体ほぐし~	元鈴鹿市小学校長 吉田 賢一
		14:30~16:00	子どもの暮らしとケア・小児看護	町保健師 中口 紀子
10月16日(水)	2階	9:00~12:00	子どもの安全と事故 乳幼児救急法	熊野市消防紀宝分署
		13:00~14:30	産褥 赤ちゃんケア	かつこ助産院 院長 本舘 千子
		14:30~16:00	産褥 お母さんケア	かつこ助産院 院長 本舘 千子
10月26日(土)	活性化ホール	9:00~10:30	保育の心・子どもの遊び	町統括保育所長 下地 水香
		10:30~12:00	「孫育て講座」生き方が楽になる、笑いあり涙あり ~子育て講座~	NPO ほがらか絵本畑理事長 三浦 伸也
		13:00~14:30	「孫育て講座」体操運動を通じた子育てについて ~バレトン~	バレトンアカデミー三重代表 佐藤 佳代
10月30日(水)	活性化ホール	14:30~16:00	安全に預かるために	町ファミリーサポートセンター
		9:00~14:00	子どもの栄養と食生活 ~産後の栄養・食育~ ※準備物:エプロン・三角巾	町管理栄養士 畠 博子
		14:00~15:00	社会で子どもを育てるために ~親支援を広げる~	町ファミリーサポートセンター
		15:00~16:00	事業を円滑にすすめるために	町ファミリーサポートセンター

※講座は、4日間の受講を原則としますが、この事業ならびに講座に関心があり、一部受講を希望される方の参加も受け付けます。
 ※申込者多数の場合は、サポート会員希望者を優先させていただきます。
 ※都合により内容等を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

子育てを、地域で支えていけるように♪

ファミリーサポートセンターは、子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人(サポート会員)を紹介し、地域で子育てをサポートしていく会員組織です。サポート会員は、有償でサポート活動を行います。ぜひ登録をお願いします。



町ファミリーサポートセンター
アドバイザー 淡海 順子

▶詳しくは、紀宝町ファミリーサポートセンター(☎32-4688)までお問い合わせください。

申請により、医療費の助成が受けられます

福祉医療費助成制度を ご利用ください!



町では、保健の向上と福祉の増進を図るため、表①の対象者に対して医療費の助成を行っています。

この制度は、対象となる方であっても、受給資格の申請をしないと助成を受けることができません。

まだ申請をされていない方は、役場福祉課で手続きをしてください。

◆新規の申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②金融機関の通帳
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか(障がい者医療費の場合のみ)
- ④助成対象者、保護者等、扶養義務者のマイナンバーのわかるもの

◆医療機関での受付方法と助成金の振り込み時期

《県内の医療機関にかかるとき》
【受付方法】 必ず受給資格証を医療機関の窓口に表示してください。

【申請方法】 申請は不要です。
【振込時期】 レセプト等の確認のため、医療機関にかかっているから、2〜3か月程度かかります。

《県外の医療機関にかかるとき》
【受付方法】 受診時に特別な手続きは不要です。
【申請方法】 保険診療分のみかかる領収書の原本を1か月分ごとにまとめて申請してください。

または、受診された医療機関で領収証明書(役場様式)

を書いてもらい、福祉課に出してください。
【振込時期】 申請日の月末または翌月末になります。

※現物給付対象の方は受診する際に必ず受給資格証を医療機関の窓口に表示してください。三重県内と新宮市内の医療機関等が対象です。(新宮市内の医療機関等は社会保険加入者のみ)
 ※後期高齢者医療被保険者の方は、医療機関の県内外に関わらず手続きの必要はありません。
 振り込みは医療機関にかかっているから3〜4か月程度かかります。

▼詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

表① 福祉医療費助成制度の対象者と助成額

助成の種類	対象者	助成額
障がい者医療	①身体障害者手帳1〜3級の認定を受けた方 ②知的障がい者と判定された知能指数50以下の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方(通院のみ)	①医療費の自己負担額*
	①一人親家庭の父または母と、18歳年度末までの児童 ②父母のいない18歳年度末までの児童	②入院時の食事療養費に係る標準負担額
子ども医療	18歳年度末までの児童	
65〜69歳老人医療	65歳〜69歳の方	①通院:医療費の自己負担額が、医療機関ごとに1か月につき8,000円を超えるとき、医療費総額の1/10 ②入院:医療費の自己負担額から44,400円(非課税世帯の方は24,600円)を差し引いた額の1/2
寡婦医療	法的寡婦のうち60歳〜64歳の方	

*医療費の自己負担額については、いったん医療機関にお支払いください。(現物給付対象の方以外)
 *助成対象となる「自己負担額」は、高額療養費として支給される額や加入医療保険からの附加給付金などを除いた保険診療額とします。
 *所得制限はありません。
 *保険証に変更があった場合や転出等で受給資格を喪失した場合は速やかに手続きをお願いします。